

公務公共サービス労働組合協議会との政務官会見概要

日時：平成24年3月19日（月）17：30～18：00

場所：中央合同庁舎4号館10階 園田政務官室

出席者：園田康博 政務官（陪席者）笹島誉行 審議官、村山誠 参事官 以下 計4名
（公務公共サービス労働組合協議会）吉澤伸夫 事務局長 以下 計19名

議題：国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：公務労協）。

- 雇用と年金の接続について、公務労協としては、人事院の意見の申出を踏まえた段階的定年延長のための法案の国会提出を求めてきた。しかし、2月28日の事務局長交渉で突如、意見の申出と異なる再任用の義務化案が選択肢として示され、翌29日に有識者意見交換会も設置され、3月下旬に政府の基本方針を決定する旨が表明されている。拙速との印象を拭えないが、改めて経緯の説明と現状報告をお願いする。
- 意見の申出や民間の状況を踏まえて検討し、現段階で段階的定年延長を行うことは難しいとの結論に至った。雇用と年金をしっかりと接続することが大事であり、現状では希望者の再任用を任命権者に義務付けることが適当と判断している。意見の申出を踏まえ、職員が能力を最大限発揮できる環境を整えたい。なお、能力実績主義の下、希望者に係員レベルの能力と適性がない場合、任命権者は義務を課されないこととしたい。拙速とのことだが、今この時点でできる判断ということで理解いただきたい。
- (1) 拙速と言ったのは、中身について十分な議論が必要ということ。雇用と年金の接続の問題は重大な勤務条件。現行の再任用制度そのものに課題があると考えており、なぜ再任用希望者の10数%が再任用されていないのか、実態分析してほしい。
(2) 年金の報酬比例部分が支給されなくなる中で再任用希望者は増加する。現在でもポスト不足で希望者全員の再任用となっていないのに、義務付けを確保できるのか。
(3) 再任用職員にも報酬比例部分が支給される者とされない者が出てくる。どちらに優先的にポストが確保されるのか。明確な基準もなく判然としない。また、能力の実証をどう考えるのか。例えば病休者が再任用を希望した場合、どう対応するのか。
(4) 係員レベルの標準職務遂行能力と適性がない場合、再任用の義務を課されないとのことだが、再任用されるのは希望者全員ではないということか。民間は希望者全員が再雇用されると聞いており、公務員差別ではないか。
(5) 人事院の意見の申出について、政府が実施しないのは歴史上初ではないか。
(6) 雇用と年金の接続を求めており、定年延長か再任用かは手段。勤務条件である以上、我々と交渉・協議し、合意しないといけない。議論が足りないと感じており、しっかり対応してほしい。労使共通の目標は、雇用と年金の確実な接続でよいか。
- (1) 御指摘も踏まえ、希望者全員の再任用を目指し検討していきたい。
(2) 再任用の場合、一度退職するので、基本的にその分ポストが空くことにはなる。
(3) 今後の検討課題であるが、病休者の再任用希望については、そこに至るまでも人事評価はなされてきたのであり、それまでの評価等の問題ではないか。
(4) 労政審建議でも、解雇事由等に相当する人は継続とならないことを書いている。ただし、理由もなく雇用が打ち切られないようにしないといけない。
(5) 重要な制度改革に係る意見の申出を政府が実施しないのは初めてだが、無視しているわけでない。意見の申出は大変重いもので、今回の提案は定年延長という形にはなっていないが、意見の申出の趣旨を踏まえていることをご理解いただきたい。
(6) 雇用と年金の接続が大事という認識は全く共通。接続方法としては再任用という形を取らせていただきたいが、どういう形が相応しいか今後協議していきたい。
- 今月末にも基本方針を決定するとの話であり、この内容で決まれば問題とせざるを得ないが、重要な勤務条件であることを念頭に置き、引き続き丁寧な協議をしてほしい。
- その点は約束する。じっくりと議論をしていきたい。

以上